

## 平成27年度普通会計決算認定特別委員会

平成28年10月28日（金）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

### 須見委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時03分）

これより、県民環境部関係の審査を行います。

まず、委員会説明資料に基づき、重点施策の実施状況等について説明願うとともに、この際、特に報告すべき事項があれば、これを受けることといたします。

### 田尾県民環境部長

それでは、お手元の平成27年度決算普通会計決算認定特別委員会説明資料に基づきまして、御説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

平成27年度に実施いたしました、県民環境部の主要施策の成果の概要について15項目を掲げております。

1点目は、県民との協働事業の推進についてでございます。県民協働による地域づくりを実現するため、各種支援事業を行うなど、県民との協働事業の推進を図りました。

さらに、大規模災害被災者等支援基金を活用し、今後の東日本大震災被災者支援の在り方を検討するため、フォーラムを開催するとともに、被災地との交流支援事業を実施しました。

2点目は、人権を尊重する社会づくりの推進についてでございます。徳島県人権教育・啓発に関する基本計画に基づき、人権フェスティバルをはじめ、各種啓発事業を実施するとともに、市町村や民間団体との連携・協力を図りました。

3点目は、男女共同参画社会づくりの推進についてでございます。徳島県男女共同参画基本計画（第2次）に基づく各種施策を推進するとともに、男女共同参画の総合的な推進拠点である、ときわプラザ（男女共同参画交流センター）において、輝く女性応援フェスティバル等を開催し、女性の活躍推進を図りました。

4点目は、次世代育成支援対策の推進についてでございます。徳島県子どものはぐくみ条例に基づき、次世代育成支援対策に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、第2期徳島はぐくみプランを策定し、結婚、妊娠・出産、子育てまでの一貫した切れ目のない支援を地域の実情に応じて実施してまいりました。

さらに、平成27年度から本格施行された子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向け、市町村との緊密な連携の下、地域の実情や子育て家庭の多様なニーズに応じた子育て環境の向上に努めました。

また、増加する児童虐待問題に対応するため、体制の強化や広報・啓発事業を実施したほか、関係機関相互の連携強化を図りました。

さらに、ひとり親家庭等の更なる自立と子どもの養育環境の向上を図るため、徳島県ひ

とり親家庭等自立促進計画に基づき、ひとり親家庭の自立に向けた施策を総合的に推進しました。

次に、2ページをお開きください。

5点目は、青少年対策の推進についてでございます。とくしま青少年プラン2012に基づき、青少年の健全育成や非行防止活動を推進するとともに、とくぎんトモニプラザ（青少年センター）について、青少年活動の中核拠点として魅力ある管理運営に努めました。

6点目は、文化の振興についてでございます。文化の力によるまちづくりを理念に、あわ文化の創造・発信・活用を更に推進するため、交流拡大や次世代育成に取り組むとともに、県民文化祭を開催いたしました。

また、あわぎんホール（郷土文化会館）をはじめとする本県文化活動拠点の魅力ある管理運営に努めました。

7点目は、スポーツの普及振興についてでございます。総合型地域スポーツクラブ等を活用した健康づくりと地域の活性化を進めるとともに、競技力の向上に向けたトップレベル競技者・指導者の育成を図りました。

また、日本で開催される国際スポーツ大会のキャンプ地等の誘致に向けた取組を強化し、県民のスポーツに対する機運醸成を図るとともに、国際スポーツ交流事業等を実施しました。

8点目は、総合的な環境施策の推進についてであります。「環境首都・新次元とくしま」の実現を目指し、環境首都とくしま・未来創造憲章の普及を進めるとともに、エコみらいとくしまにおいて、地球温暖化対策やごみ減量化などの環境活動を支援するほか、環境学習・教育を総合的にサポートいたしました。

9点目は、地球温暖化対策の推進についてであります。低炭素社会の実現に向けて、徳島県地球温暖化対策推進計画に基づき、本県の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進しました。

また、本県に豊富に存在する自然エネルギーを活用し、エネルギーの地産地消に向けた取組を推進しました。

さらに、水素社会の実現に向け、徳島県水素グリッド構想を策定したほか、県庁舎における「自然エネルギー由来・水素ステーション」を設置いたしました。

10点目は、人と自然との調和の推進についてであります。本県の貴重な自然について適正な保護と利用を図りながら、自然公園等の施設整備に努めました。

また、希少野生動植物の保護や生物多様性を確保するため、必要な生育状況等の調査や啓発を行いました。

次に、3ページを御覧ください。

11点目は、循環型社会形成の推進についてであります。第三期徳島県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の発生抑制や、再使用・再生利用による資源の循環的な利用を基調とする循環型社会の形成を図るとともに、第四期徳島県廃棄物処理計画を策定しました。

12点目は、産業廃棄物処理対策の推進についてでございます。処理業者等に対する定期的な立入調査を実施するとともに、本県独自の優良産業廃棄物処理業者認定制度により、

優良処理業者を認定し、処理業者の育成を図りました。

13点目は、一般廃棄物処理対策の推進についてであります。一般廃棄物の減量化・再利用・再生利用及び適正処理を推進し、生活環境汚染を未然に防止するため、一般廃棄物処理施設の整備等について、関係市町村等に対して技術的助言を行いました。

14点目は、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等対策の推進についてでございます。大気、水質環境等の常時監視を行うとともに、工場・事業場への立入調査等を実施し、発生源に対する指導等を行いました。

また、化学物質の適正管理の促進、汚染土壌の拡散防止対策、アスベスト飛散防止対策等に取り組み、環境汚染の未然防止に努めました。

15点目は、環境影響評価の推進についてでございます。開発行為等の実施に際し、環境影響評価の審査及び指導を行い、生活環境や自然環境の保全に努めました。

以上が、県民環境部における平成27年度の主要施策の成果の概要でございます。

次に、4ページをお開きください。

県民環境部の主要事業の内容及び成果についてでございます。

ここから12ページにかけまして、80事業に係る事業内容及び成果、決算額について記載しておりますが、説明については割愛させていただきます。

続きまして、13ページをお開きください。

歳入歳出決算額についてであります。

まず、一般会計歳入決算額でございます。最下段の計欄を、横に御覧ください。県民環境部全体で、予算現額35億3,271万7,000円に対しまして、調定額は34億8,041万9,566円、収入済額は34億4,389万7,119円となっております。また、不納欠損額は436万4,750円、収入未済額は3,215万7,697円となっております。

14ページをお開きください。

一般会計歳出決算額でございます。最下段の計欄を、横に御覧ください。県民環境部全体で、予算現額143億2,222万2,241円に対しまして、支出済額は138億381万7,571円となっております。また、翌年度繰越額は9,340万円、不用額は4億2,500万4,670円となっております。

15ページを御覧ください。

最後に、次世代育成・青少年課が所管する、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計についてであります。

これは、母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童又は寡婦に対し、経済的な自立や生活意欲の助長を図るため、必要な資金の貸付けを行っているものであります。

歳入及び歳出の予算現額は、いずれも2億3,100万5,000円となっております。

これに対しまして、上段の歳入決算額でございますが、調定額は5億2,217万3,599円、収入済額は、3億1,842万4,480円となっております。また、不納欠損額は、253万7,664円、収入未済額は2億121万1,455円となっております。なお、収入済額が予算現額を上回った主な要因は、前年度からの繰越金を受け入れたことによるものであります。

また、下段の歳出決算額につきましては、支出済額は1億3,978万9,773円、不用額は、

9,121万5,227円となっております。なお、不用額の主な要因につきましては、貸付金実績が見込みより少なかったことによるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

御審査をよろしくお願い申し上げます。

須見委員長

以上で、説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

達田委員

それでは、1点、お尋ねしたいと思います。

今、御説明いただきました主要施策の中の9番、地球温暖化対策の推進という点でお尋ねいたします。さきの環境対策特別委員会の続きのようなことで、重複することもあるかと思えますけれども、御容赦いただいておりますのでお答えいただきたいと思えます。

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例というのが、今回、出されましたけれども、これよりも先に、徳島県地球温暖化対策推進条例ですとか徳島県生活環境保全条例とかいろいろありまして、生活環境を守り、そして、地球温暖化を防いでいきたいと思いますという趣旨でそういう項目があると思うんですけれども、徳島県地球温暖化対策推進条例ができて以降、事業所から計画書を出していただきたいと思いますということを出していただいていると思えます。この前お答えいただきましたのもう一回になると思うんですが、幾つ、事業所に出していただくことになっていて、そして、現在、出ているのが何事業所なのか、お尋ねしたいと思えます。

藤本環境首都課長

今、達田委員のほうから、地球温暖化対策に係ります事業者の報告制度についてのお尋ねでございます。

まず、この事業者の報告制度の対象となる事業者でございますけれども、その1年間の消費エネルギーを原油に換算いたしまして、年間で1,500キロリットル以上の事業者がまず対象になります。それから、バスとかトラックとかを100台以上所有して自動車運送業を行う事業者等がこの事業者報告制度の対象ということになっております。

その数でございますけれども、対象となる事業者の数は県内では108事業者となっております。その報告書自体は全事業所から提出されているところでございます。

達田委員

この報告につきましてはホームページで見られるということで、私も、見たのは見たんですけれども、随分と何か難しい表が載っております。減っているのか、増えているのかわからないというような状況で、県民の皆さんが、これを見て全てがぱっとわかる方と

いうのは少ないんじゃないかなと思えるんですね。

それで、やっぱりわかりやすいようにしていただきたいなと思うんですけども、それぞれ事業所の種類ごとに計画はどのようになっているのか、そして、実際、比較できるというのがこの二、三年じゃないかと思うんですけども、平成26年、平成27年を比較して、実際に温室効果ガスを減らしているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

#### 藤本環境首都課長

委員がおっしゃるように、現在、108の各事業者から出していただきました数値をホームページのほうで公開しておるところでございますけれども、確かに数字の羅列になっておりまして、なかなか詳しい方というか、専門家でないとかわりにくいという点もあろうかと思えます。今回、この新たな条例を、先日、9月県議会のほうで可決いただき、今、来年の1月1日施行を目指しているところがございますので、今回のこの新たな条例の制定を機に、更に県民の皆様にはわかりやすく、さらには、事業者の方々の努力が県民の皆さんに見えるような形での公表の形に変えていきたいと考えております。

具体的な数字でございますけれども、産業区分別ということで分類をいたしまして、今、総務省統計局で産業分類表というのがございまして、12の産業分類がされておりますので、一応、それに沿いまして分類して集計をさせていただいております。

現在、報告いただいているのが、最新のが平成26年度ということですので、その前年の平成25年との比較を申し上げますと、12の分類のうち建設業につきましては、本県の中にはこの報告書の対象となる事業所がございませんので11の産業ということになります。まず、最も数の多い製造業でございますけれども、製造業におきましては対前年比で2.0%の増ということになっております。それから、情報通信業ということで、こちらはちょっと多いんですが、17.7%の増ということになっております。運輸業におきましては、こちらは2.2%の減少、卸・小売業では11.8%の減少、金融・保険業では2.4%の減少、飲食・宿泊業では2.8%の減少、医療・福祉関係では14.4%の減少、教育・学習支援業では6.2%の減少、サービス業では5.7%の減少、公務部門では9.1%の減少、その他のところで31%の減少ということで、全体108事業者の合計で申し上げますと、8.4%の減少というふうになっているところでございます。

#### 達田委員

今お答えいただけたのは平成25年、平成26年の比較ということですね。平成27年についてはまだ出てないのでしょうか。

#### 藤本環境首都課長

平成27年度分につきましても、今、提出をされているところがございます。それにつきましては、今、それぞれ計算ミスとかいろいろございますので、その補正作業をしているところでございます。

達田委員

あいうえお順で書かれていますので、私たちが見たら、同じ業種なのかどうかというのがわかりにくいような状況ですので、今、業種ごとに分けていただいているということですので、是非、この表自体をホームページで上げていただいて、わかりやすく見えるようにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、率先して行うといいますと、自治体が率先して行っていくという姿勢を示すという意味で大事だと思うんですけども、徳島県及び徳島県企業局、教育委員会、警察本部等、こういうふうに計画を出されています。そして、藍住町、阿南市なども出されているんですが、自治体に関しては、今、本庁部分だけで12の自治体が出ているんですけども、全て出す必要はないんでしょうか。

藤本環境首都課長

この事業所の報告制度につきましては、先ほどもその対象を申し上げましたように、年間でのエネルギー消費量が原油換算で1,500キロリットル以上ということになっておりますので、提出されていない市町村におきましては、恐らくエネルギー消費量がそれ未満であるというところだと考えております。

達田委員

それ未満ということですけども、出していただいてもいいわけですよ。出さないといけないでなく、自主的に出していただくということはできるんでしょうか。

藤本環境首都課長

確かに1,500キロリットル以上につきましては義務として提出いただくということになっておりますけれども、それ未満の事業所につきましても提出することはできるということになっておりますので、提出された場合にはこちらのほうでも公表をさせていただくというふうには考えております。

ただ、これは条例に基づく制度ですので、その他、各市町村、自治体におきまして、恐らくそれぞれの自治体でこういうような率先行動ということで排出量の計算とかはやられていると思いますので、そちらの各自治体のほうで公表なり、何らかの形で措置をされているものと考えております。

達田委員

是非、率先して出していただけるようなところには出していただけるようお願いしていただきたいと思います。

それで、事業者の報告制度における数値によると、CO<sub>2</sub>の排出量が、県全体で平成26年では前年比8.4%ですかね、少なくなりますよと。これは、結局、量にしてどれだけになるんでしょうか。

藤本環境首都課長

量でいいますと、いわゆるCO2換算ということになりますけれども、おおよそ30万トンになるという計算になっております。

達田委員

30万トンですよということなのですが、さきの徳島県地球温暖化対策推進条例によって出している分と、今度、新しく条例ができますよという分で計画を出してくださいよという分は何か違うところがあるのか、そこをお尋ねしておきたいと思います。

藤本環境首都課長

この制度につきましては、旧の条例と新の条例で、継続していくというような形になっておりますので、今、規則のほうを改正作業中でございます。その中で、提出の様式等につきましては見直すように今、考えておりますけれども、基本的なところは従来の制度を引き継ぐように考えております。

庄野委員

特定外来種のアルゼンチンアリというのを駆除しているということが、資料の主要施策の成果に関する説明書209ページに載っているんですけども、その被害状況と駆除の状況等、駆除をまたこれからもやらないといけないのかどうかということと、今、この駆除に幾らぐらいかかったのかということをお尋ねしたいと思っております。

藤本環境首都課長

ただいま庄野委員のほうから、アルゼンチンアリの駆除の関係でのお尋ねでございます。

アルゼンチンアリにつきましては、平成5年に広島県で、日本で初めて発見されて以降、現在まで12都府県で発見されております。本県におきましては、平成22年に徳島市の津田海岸町のほうで初めて発見されまして、その後、津田海岸町のほうでの駆除作業を続けておまして、住宅地への侵入を防ぐということで拡大を防いできたところであります。さらに、今年に入りまして、6月に藍住町と鳴門市の境のあたりでアルゼンチンアリが発見されまして、そちらのほうでも地元の市町、それから地元企業等々と対策協議会を立ち上げまして、今年度、駆除作業を行っているところでございます。

アルゼンチンアリ自身は毒性がございませんので、人体に被害があるということではございませんけれども、やはり繁殖力が非常に強く、数が多うございますので、家の中にも入ってきたりとかすることもあります。私も駆除の際に何回か参加しまして、近隣の住民の方々のお話もお聞きしましたがけれども、やはり家の中に入ってきて、夜寝ているときも体の上をはったりするというようなことにもなっておりますので、非常に不快な思いをするというような生物でございます。

そこで、駆除する必要がございますので、一斉にベイト剤という、直接、殺虫するので、さすがに数が多く、切りがないので、巣のほうにその殺虫剤を持って帰ってもらうよ

うな餌を使います。巣の中で女王アリとかそれら全てを駆除するというような方法を現在とっておりまして、鳴門市、藍住町地区のほうではこれまで2回の一斉駆除を行いまして、半分近くの減少を見ているところがございますので、今後も、来月も考えておりますし、さらには、また今度、活動が活発になる前の春先にも一斉駆除をしようかなというふうに考えております。

あと、費用につきましては、殺虫剤とかの費用、それから配るときの人員の費用等々で、現在、1か所当たりおよそ200万円から300万円の費用がかかっているところがございます。

#### 庄野委員

かまれたら何かなるのかなと思ったけど、それは大丈夫なんですね。多分、生態系自身にも非常に影響があるだろうと思いますので、本当にいつ何どき外国から、本来、日本にいないものが入ってくるかもしれませんので、また水際対策などもやっていただきたいなと思います。入ってしまったものは仕方がないので、アルゼンチンアリは、そういった形で今後も継続して、いなくなるように御尽力をお願いしておきたいと思います。

#### 岩佐委員

先ほどの教育委員会関係のところでもお話をさせていただいたんですけども、学童保育の充実ということで、こちらのほうが主に所管されているということで、改めて質問します。施策としても、資料の主要施策の成果に関する説明書56ページとかにも放課後児童対策の充実というようなことで、放課後児童クラブの設置促進というような形で書かれています。

先ほどの話では、一応、160か所の学童クラブがあると。ここに書かれているのは150か所ということで、先ほどの話では学校の教室利用というのが30か所ということだったんですけど、それでよろしいでしょうか。

#### 東條子ども・子育て支援室長

岩佐委員のほうから放課後児童クラブのことについてお問合せを頂いております。

現状におきまして、平成28年10月1日現在では160か所で放課後児童クラブが行われておりまして、そのうち学校の余裕教室を使っているのが約30か所という状況になっているところがございます。

#### 岩佐委員

先ほども、学校の中の余裕教室を使うというのが、多分、一番安心して預けられるのかなというふうなこともあるんですけども、また、私の近所のところもそうなんですけども、やはり放課後児童クラブを希望される方が増えていて、従来の施設でやっても、定員がいっぱいいっぱいになっているということで、別の箇所にかわりたいということもあるんですけども、やはり耐震性の問題であったりとか、新たに施設を構えるということは、

当然、各市町村が取り組まれることであって、財政状況というのも厳しいということで、各市町村が新しく建てるということがなかなかできないというふうな話も聞きます。

そこで、これまでもあったとは思いますが、国等も力を入れているというようなことで、国、県の各市町村への、そういう施設をつくったりする上での支援というのは何かあるのでしょうか。

東條子ども・子育て支援室長

放課後児童クラブの施設整備につきましての補助制度ということでございます。

放課後児童クラブへの補助につきましては、例えば専用の施設を整備する場合ですとか、小学校の余裕教室等、既存施設を活用して放課後児童クラブを整備する場合、また、既存施設の改修を行わずに、クラブ室を設置するために必要な設備を整備する場合、いずれも補助制度がございまして、当然、補助要件等はございますけれども、補助率が国、県、市町村、それぞれ3分の1ということになっている状況でございます。

今年度につきましては、小学校の校内などに別棟で放課後児童クラブ専用の施設を整備するものでありまして、放課後児童クラブの創設や、定員増を伴う整備である場合につきましては補助率のかさ上げが行われておりまして、この場合は国が3分の2、県及び市町村はそれぞれ6分の1という補助が行われるということになっている状況でございます。

岩佐委員

もう一度、最後の、学校敷地内に新設をする、また、定員が増えることによって増設する場合にのみ、国による補助が3分の2でいいのでしょうか。

東條子ども・子育て支援室長

校内ではありますけれども、別棟で、専用の施設を建てる場合につきましては、かさ上げが行われるという状況でございます。

岩佐委員

以前に比べて、国も、3分の1だったのが3分の2というような形で、かなり補助というか、出してくれるということなので、やはり基本的には各市町村の取組だとは思っているので、そこらに周知であったりとか、積極的に働き掛けていただいて、安心して子供を預けて働くことができる、そういう環境づくりにこれからもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。ということを要望いたして、終わりとさせていただきます。

須見委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県民環境部関係の審査を終わります。

議事の都合により，休憩いたします。（13時36分）